

山口県ため池防災工事等推進計画

令和 3 年 3 月

山 口 県

目 次

1	防災工事等の推進に関する基本的な方針	・ ・ ・ ・ 1
2	劣化状況評価の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ 1
3	豪雨等耐性評価の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ 1
4	防災工事の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ 2
5	防災工事等の実施に当たっての市町との 役割分担及び連携に関する事項	・ ・ ・ ・ 2
6	その他防災工事等の推進に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ 3

山口県ため池防災工事等推進計画

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 本県の農業用ため池数 (令和3年3月末)

区分	箇所数
農業用ため池	7,912
うち防災重点農業用ため池	1,320

(2) 推進の考え方

○計画期間を「令和3年度から令和12年度まで」とし、県民の安心・安全を確保するため、必要な防災・減災対策を集中的かつ計画的に推進する。

①すべての防災重点農業用ため池を対象に、堤体、洪水吐、取水施設等についての劣化状況評価を実施し、必要な経過観察を行う。

②劣化状況評価により老朽化の進行が認められ、今後、整備を要するため池について、豪雨等の耐性評価を行う。

③老朽化の進行が認められたもの、豪雨等の耐性評価により基準を満たさないものについて、優先順位を付け、改修や廃止等、必要な防災工事を実施する。

(3) 本県における防災工事等の実施状況等

区分	箇所数
防災重点農業用ため池	1,320
防災工事に対策済み、対策中	190
整備等の対策を要するもの	400

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

○全ての防災重点ため池を対象に、各ため池における堤体、洪水吐、取水施設等の漏水や変形等、劣化状況の評価を行う。

(1回/年)

項目	目標 (箇所数)
劣化状況評価等の経過観察	1,320

3 豪雨等耐性評価の実施に関する事項

(1) 豪雨等耐性評価の推進計画

- 豪雨等の耐性評価については、改修の必要性が認められるため池を対象に、劣化状況評価による堤体等の老朽化の状況や決壊による下流への影響度等を踏まえ行う。
- 各ため池について、必要な調査を実施し、現況把握に努めるとともに、防災工事に向けた調整を行うものとする。

項目	目標（箇所数）
豪雨等の耐性評価	150

(2) 豪雨等耐性評価を優先的に実施するため池

- 豪雨等の耐性評価については、下流の住宅等の状況や施設の重要度等を踏まえ、優先的に実施するため池を選定する。
 - ①劣化状況評価により、堤体等の老朽度が高いもの
 - ②浸水想定区域内に防災拠点施設や緊急輸送道路等が存在し、決壊により機能に支障が生じるおそれのあるもの
 - ③決壊により、浸水想定区域内の住宅等に与える影響が大きいもの

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（改修・廃止工事）の推進計画

- 決壊した場合の影響度等を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

項目	目標（箇所数）
改修・廃止の防災工事	400

(2) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

- 防災工事の実施に当たっては、文化財保護や周辺環境、ため池下流への影響等を考慮し、必要な調整等を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

- 防災工事（改修・廃止工事）に係る実施主体区分は以下を基本とする。

受益面積	実施主体
20ha 以上	県
2ha 以上 20ha 未満	※県、市町の協議による
2ha 未満	市町等団体

※一定程度のため池をまとめて実施する場合、調査解析に技術力を要する場合等、県・関係市町との協議による。

(2) 技術指導等の内容

○山口県土地改良事業団体連合会に、「ため池サポートセンター」を設置し、防災工事等の実施者、ため池管理者に対し技術指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

○各農林水産事務所単位で、県・市町・山口県土地改良事業団体連合会を構成員とする「ため池対策推進会議」を設置済みであり、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は豪雨時等の応急措置の実施

○異常が見受けられるため池の点検や応急対策に必要な現地の情報について、県で整備したタブレット端末等を活用し、県、市町、山口県土地改良事業団体連合会、ため池管理者等と早期の情報伝達、共有を図る。